

3 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

【女性活躍推進計画】

我が国では、長時間労働削減等による働き方改革を推進し、ポジティブ・アクションにより男女間格差を是正するなど、男女が共に働き方、暮らし方を見直すための取組を進めています。男性が主な稼ぎ手となり長時間働く、いわゆる男性中心型労働慣行を見直すことにより、男女が互いに責任を分かち合いながら、家事、育児、介護等へ参画し、地域社会への貢献や自己啓発などあらゆる場面において活躍できる、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現が不可欠です。

しかし、まだまだ「男性は仕事、女性は家庭」と、性別で役割分担をする考え方が社会全般に残されており、結果として、男性は長時間労働など会社中心の生活となり、女性は育児や家事、介護など家庭における役割の大半を担うことになっています。このため、個人の個性や能力、意思などにかかわらず、偏りのある生活を余儀なくされているのが現状です。

しかし、意識や生活の多様化などが進む中で、男女が共に家庭や地域、職場等の活動に、自らの選択と意思でバランスをとって参画していくことができる環境づくりが急務となっています。

そこでこの計画では、男女が共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することができるような社会環境づくりに取り組みます。

1) 就労の場における男女共同参画の推進

雇用・就労の場は、性別ではなく個人の意思や能力により評価されるべき分野です。しかし、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法など法的な整備が進んできたにもかかわらず、現実には、採用、職種、賃金、昇進などの労働条件に男女の格差が残されています。さらに女性は、結婚や出産、育児等により、離職や非正規労働への転換を余儀なくされるなど依然性別による労働環境や条件の格差が残されています。そこで、男女が対等に参画でき、評価される雇用・就労環境を確保するため、雇用・就労における男女の差別的な取扱いの撤廃に向けて、各種法律や制度の普及・啓発に努めるとともに、男女が共に支え合いながら家庭・地域活動等に参画できる労働環境の向上を目指します。

【3-1-1】男女の均等な就労機会と職域の拡大の促進

1) 労働環境の整備（法令や制度の啓発・徹底）

雇用の場における男女平等を達成するため、「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」「育児・介護休業法」等の周知や啓発を行い職場における労働条件等の格差解消のための意識啓発に努めます。

<主要事業>

- | | |
|---------------------------|---------|
| ☆法律や制度に関する啓発や研修の実施 | (産業振興課) |
| ☆企業・事業所等における雇用状況調査 | (企画課) |
| ☆ワーク・ライフ・バランス普及促進に向けた情報提供 | (産業振興課) |

2) 人材育成、能力開発の支援

男女が共に意欲や能力を十分発揮しながら働くことができるよう、職場における研修機会の充実に向けた啓発活動を推進します。また、国や県の事業との連携により、再就職を希望する女性が円滑に再就職できるよう、学習や訓練の機会充実を図ります。

<主要事業>

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ☆起業チャレンジ情報の提供 | (産業振興課) |
| ☆起業チャレンジ促進に向けた各種研修の実施 | (産業振興課) |
| ☆在宅ワークやS O H Oなど新しい働き方の情報提供 | (産業振興課) |
| ☆U, I ターン支援や空き店舗の活用等の事業支援 | (産業振興課) |

3) セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

職場等における男女平等を推進し男女が共に働きやすい職場とするために、職場での性差別やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を推進します。

<主要事業>

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ☆事業所等に対するセクハラ等防止の啓発事業 | (産業振興課・企画課) |
|-----------------------|-------------|

2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともにバランスよく社会に参画するためには、育児や家事等について不安のない環境が必要になります。しかし、現実には、育児や家事といった家庭生活の大半を女性が担っているケースが多く、自らの参画の意思にもかかわらず、社会への参画を躊躇させる要因となっています。男女がともに自己選択に基づいて積極的に社会に参画していくためには、育児や家事に関する不安要因を解消していく必要があります。

このため、働き方改革等によるワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めるとともに、子育て支援や介護制度の福祉サービスの充実とともに、社会に参画しやすい環境づくりに取り組みます。

【3-2-1】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発

1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発

男女がともに、仕事と生活の両面で充実した生活を送ることができるように、家庭や職場における「ワーク・ライフ・バランス」に関する意識の醸成と実現に向けた職場づくりを推進します。

<主要事業>

- ☆ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施 (企画課)
- ☆研修会、講習会の実施 (企画課)
- ☆事業所に対する働き方改革の要請 (産業振興課・企画課)

【3-2-2】子育て・介護に関する社会的支援の充実

1) 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

女性の社会進出や就労形態の多様化、核家族化の進行などによる保育需要の増加、保育ニーズの多様化に対応するため、保育サービスの充実に努めます。

<主要事業>

- 保育施設の整備 (学校教育課)
- ☆多様な保育サービスの充実 (学校教育課)

2) 子育て支援環境の充実

男女がともに社会に参画するためには家庭や地域の理解と協力が不可欠です。性別にとらわれない役割や責任の分担ができるような家庭の在り方について提案するとともに、子育て世代が気軽に情報交換ができる施設や機会の提供、男性や高齢者、単身者など様々な人が様々な形で子育てに参画できる環境づくりに努めます。

<主要事業>

- 家事・育児等に関する研修、講習の開催 (福祉事務所・市民保健課)
- 託児サービスの充実、託児スペースの設置拡充 (全課)
- 育児サークル等の育成・支援・連携 (福祉事務所)
- 放課後児童対策の充実 (学校教育課)
- ☆子育て支援の拠点施設の整備 (福祉事務所)
- ☆家族参加型子育てイベントの拡充 (全課)

3) ひとり親家庭の支援

就労や子どもの教育、家庭生活において厳しい環境におかれがちなひとり親家庭の生活の安定と心身の健全な状況を確保し、自立した生活を送れるようにするため、関係機関と連携した支援に努めます。

<主要事業>

- きめ細かな相談体制の整備 (福祉事務所)
- ☆高等職業訓練等給付金事業の実施 (福祉事務所)
- ☆就労や起業に向けた職業訓練の実施 (福祉事務所・産業振興課)

4) 高齢者・介護サービスの充実

高齢者の介護に対する心理的な負担感や不安感の軽減を図るため、介護事業サービスの充実を図るとともに、家庭や地域など様々な人が様々な形で介護に参画できる環境づくりに努めます。

<主要事業>

- 介護事業サービスの充実 (市民保健課)
- 在宅高齢者福祉サービスの充実 (福祉事務所・市民保健課)
- 高齢者生きがいづくり事業の充実 (福祉事務所・市民保健課)
- 介護に関する講演会、研修会の開催 (市民保健課)
- ☆高齢者の居場所づくり事業の推進 (福祉事務所・市民保健課)

